

## ○岡山理科大学図書館利用規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学図書館規程第7条に基づき、岡山理科大学図書館（以下『図書館』という。）の利用に関しては、この規程の定めるところによる。

(開館日)

第2条 図書館は次の各号に掲げる休館日を除き開館する。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日（5月4日）
- (4) 年末年始（12月27日から翌年1月4日まで）
- (5) 教職員夏季休業日（8月中旬）

2 A1、A2号館図書館においては、以下の期間を除き日曜日も開館するものとする。

- (1) 学生休業期間
- (2) 4月

3 特別の事情があるときは、図書館長（以下「館長」という。）は、開館・休館日を変更することがある。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は別表1のとおりとする。

2 特別の事情があるときは、館長は、開館・閉館時間を変更することがある。

(利用者の範囲)

第4条 図書館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学教職員およびこれに準ずる者
- (2) 本学学生およびこれに準ずる者
- (3) 身分を証明するものを掲示し、館長宛に利用願を提出した者（以下一般利用者）
- (4) 教職員および学生に準ずる者の範囲は、内規によって定める。

(図書利用カード)

第5条 図書利用カードは入学当初に交付する。

- 2 一般利用者には、利用願が承認された時、交付する。
- 3 図書利用カードを紛失した場合は、再交付願を提出し、再交付を受けることができる。
- 4 図書利用カードは他人に転貸してはならない。転貸によって生じた事故の責任は本人が

負わなければならない。

5 次の者は、図書利用カードを無効とする。

- (1) 退職した教職員
- (2) 卒業、退学及び除籍となった学生
- (3) 1年以上利用しない一般利用者

6 図書利用カードは、その籍が失われない限り継続されるが、一般利用者は、年度当初身分を証明するものを提示し、利用願いと相違がないことを確認されなければならない。

第6条 図書館を利用する者は、図書利用カードを携行し、図書館職員（以下「係員」という。）の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 視聴覚資料は、図書利用カードを提示し、機器利用の承諾を得るものとする。

（館内利用）

第7条 図書館備付資料は、係員の指示に従い所定の場所で利用しなければならない。

（館外利用）

第8条 館外利用を希望する者は、当該資料と図書利用カードを係員に提示して借り受けるものとする。

第9条 資料の館外貸出の期間及び冊数は、別表2のとおりとする。ただし、期間内であっても必要に応じて返却を求めることがある。

2 前項の貸出期間が過ぎても返却しない者に対しては、その後の資料の貸出を停止する。

（部局備付資料）

第10条 教育、研究又は校務のため各部局の教室、研究室等に常備する必要があると認められる資料については、館長の承認の後、当該各室に備え付け使用することができる。この場合部局教室および研究室等の使用教員が保管の責任を負い、使用する必要がなくなった場合は、速やかに返却しなければならない。

2 前項の取扱いについては、岡山理科大学部局・研究室等資料貸出内規に定める。

第11条 借受資料は、必ず期限内に返納しなければならない。

2 借受期限内にあっても、館長が必要と認めたときは、直ちに返納しなければならない。

3 教職員が教員でなくなったとき、又は退職したとき、及び学生がその身分を失ったとき、休学したとき、又は停学したときは、資料を直ちに返納しなければならない。

（貸出禁止）

第12条 館長は必要な場合に資料の貸出を停止することができる。

（複写）

第13条 図書館を利用する者は、著作権法の範囲で、資料を複写することができる。

- 2 教員研究費等の公費予算で支払うものについては、予算振替で処理する。
- 3 図書館備え付け資料の複写は、電話により係員が代行することができる。
- 4 複写料については岡山理科大学図書館料金内規に定める。

(相互協力)

第14条 教職員及び学生は、図書館を通じて他大学及び機関の図書館等を利用することができる。

- 2 前項の図書館利用の範囲方法は、閲覧、複写物の取り寄せ借用等で、相手機関の指示に従うものとする
- 3 利用の申込は、所定の用紙に必要事項を記入の上、提出するものとする。
- 4 複写物の取り寄せ、郵便による資料の借用等の料金は、申込者の負担とする。

(電子情報資料の利用)

第15条 教職員及び学生は、図書館が提供する各種の電子情報資料を利用することができる。

- 2 館長は、利用契約その他、提供先が定める条件により、電子情報資料の利用に制限を設けることがある。

(視聴覚機器の利用)

第16条 教職員、学生及び一般利用者は、図書館備付の視聴覚機器を利用することができる。

- 2 前項により視聴覚機器を利用しようとする者は、所定の手続きを経て係員の許可を受けなければならない。

(規律の維持)

第17条 図書館を利用する者は、この規程及び利用に関する諸注意事項を守らなければならない。

(罰則)

第18条 前条に違反した者は、一定期間図書館の利用を停止することがある。

(弁償義務)

第19条 資料を汚損又は紛失したときは、その損害を弁償しなければならない。弁償の詳細については、「岡山理科大学図書館資料管理規程」に定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、学生支援機構会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は昭和59年4月1日より施行する。

なお、岡山理科大学図書館閲覧規則及び岡山理科大学図書館閲覧細則は廃止する。

附 則

2 この改正規程は、平成7年3月1日より施行する。

3 この改正規程は、平成9年9月24日より施行する。

4 この改正規程は、平成11年4月1日より施行する。

5 この改正規程は、平成13年4月1日から施行する。

6 この改正規程は、平成15年4月1日より施行する。

7 この改正規程は、平成22年4月1日より施行する。

8 この改正規程は、平成27年4月1日より施行する。

9 この改正規程は、平成29年4月1日より施行する。

10 この改正規程は、平成29年9月28日より施行する。

11 この改正規程は、平成30年4月1日より施行する。

12 この改正規程は、平成30年6月28日より施行する。

附 則（令和3年4月1日決裁）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

図書館名	通常期			休業期		
	平日	土	日	平日	土	日
A1、A2号館図書館	9:00～20:45	9:30～16:45	9:30～16:45	9:00～17:00	閉館	閉館
C2号館図書館	9:30～20:45	10:00～16:45	閉館	9:30～16:45	閉館	閉館
今治図書館	9:00～20:45	9:30～16:45	閉館	9:00～17:00	閉館	閉館

別表2

	学部学生			大学院生		
	期間	冊数	更新回数	期間	冊数	更新回数
図書	14日	無制限	1	28日	無制限	1
雑誌	3日	30冊	0	3日	30冊	0
	教職員			一般利用者		

	期間	冊数	更新回数	期間	冊数	更新回数
図書	28日	無制限	2	14日	30冊	1
雑誌	3日	30冊	0	貸出しない		
備考						
<p>(1) 春夏冬季期間中、図書の貸出を期間終了後10日まで延長する。</p> <p>(2) 受け入れて30日以上たたない雑誌の貸出はしない。</p> <p>(3) 返却予定日が、休館日の場合、翌日とする。</p> <p>(4) 必要に応じて貸出冊数を制限することがある。</p>						